

## 6 . 環境騒音の状況

### 1 目的

騒音規制法第3条に基づき指定された地域における環境騒音の状況に関して、同法第21条の2に基づき測定を実施することで、環境基準の達成状況を把握し、規制基準設定等の騒音対策を推進するための基礎資料とします。

2 測定期間 : 平成23年6月～10月

### 3 測定地点(表-1参照)

道路に面する地域以外の一般地域(騒音に係る環境基準の類型指定地域内)の騒音レベルを代表すると思われる市内10地点で測定しました。

### 4 測定結果の概要

測定結果は表-1に示すとおりで、全地点で昼夜間ともに環境基準値を下回りました。

表-1 測定地点及び結果

(単位: デシベル)

No.	測定地点	類型	用途地域	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	紅葉町地内 (紅葉町公園)	A	第二種中高層住居専用区域	49	43	55	45
2	中央台飯野一丁目地内 (西作公園)	A	第一種低層住居専用地域	46	41		
3	小島三丁目地内 (小島第二公園)	A	第二種中高層住居専用区域	48	40		
4	小名浜玉川町南地内 (玉川中央公園)	A	第一種中高層住居専用地域	47	39		
5	泉玉露一丁目地内 (前原公園)	B	第一種住居地域	45	38		
6	湘南台一丁目地内 (湘南台西公園)	A	第一種低層住居専用地域	48	42		
7	錦町江栗三丁目地内 (江栗第一公園)	B	第一種住居地域	50	41		
8	植田町根小屋地内 (根小屋公園)	A	第一種中高層住居専用地域	47	45		
9	内郷高坂町一丁目地内 (高坂北公園)	A	第一種低層住居専用地域	46	41		
10	桜ヶ丘四丁目地内 (桜ヶ丘公園)	A	第一種低層住居専用地域	49	38		

(注) 1 類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。

2 用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。

3 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯を示します。